

大子町地域おこし協力隊員設置要綱

平成25年10月1日

大子町告示第59-2号

(設置)

第1条 人口減少や少子高齢化等の進行が著しい本町において、三大都市圏等の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、大子町地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「三大都市圏等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市の地域とする。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する対象地域又は指定地域を除く。

(委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏等に生活の拠点がある者で、隊員を委嘱されることに伴い、町内に生活の拠点を移すこと、及び住民基本台帳の住所を町内に異動することについて了承している者。ただし、委嘱される前に既に町内に定住し、又は定着している者を除く。
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、集落になじむ意思のある者
- (3) 心身ともに正常な状態で、誠実に職務を遂行できる者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに住民基本台帳の住所を町内に異動しなければならない。

3 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

4 隊員が生活する住居は、町が用意するものとし、家賃は町が負担するものとする。

(職務)

第4条 隊員は、地域力の維持及び強化に資する次に掲げる職務を行う。

- (1) 農林業への従事等に関する活動

- (2) 水源の保全及び監視に関する活動
- (3) 環境の保全に関する活動
- (4) 住民の生活支援に関する活動
- (5) 地域おこしの支援に関する活動
- (6) 地域行事及び伝統芸能等に関するコミュニティ活動
- (7) 交流人口の拡大に関する活動
- (8) 地場製品の販売及び加工品の開発に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域力の維持及び強化に資するために必要な活動
(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。